

# 政策提言

暴力団追放に関する条例の制定について

平成21年3月25日

鹿児島県議会



はじめに

地方分権が進展し、地方自治のあり方が大きく変わる中で、地方議会の役割と責務はますます重いものとなってきています。

本議会においては、昨年度から、政策立案機能や監視機能の充実・強化を図るため、政策立案推進検討委員会を設置しています。今年度、検討された中から報告のあった「若者の自立支援」、「子育て支援」について、10月に提言を行ったところ、厳しい財政状況の中で、来年度の組織や予算に反映していただくなど、真摯に受け止めていただいたところです。

この度、引き続き検討を重ねていた同委員会から、執行機関による「暴力団追放に関する条例の制定」について提言案の報告がありました。

暴力団の進出は、市民生活に大きな脅威を与えます。鹿児島市西千石町に開設された暴力団事務所は、地域住民の熱意や関係機関の支援等により昨年12月に撤退しましたが、その間、暴力追放運動団体の会長が刺傷されるという事件も起こり、地域住民は大きな衝撃を受けました。

こうした事件が再び繰り返されることのないように、暴力団から県民や事業者を守るとともに、暴力団事務所の開設そのものを防止することが求められています。県内への暴力団の進出を阻止し、暴力団排除に向けた環境整備等を推進することは喫緊かつ重要な政策課題と判断されることから、今回、それらに関する内容を盛り込んだ「暴力団追放に関する条例の制定」を、議会として提言することとしました。

「日本一安心・安全な鹿児島づくり」に取り組んでおられる知事におかれては、この提言の趣旨をお汲み取りいただき、早期に実効性ある条例を制定されるよう、強く要望します。

平成21年3月25日

鹿児島県議会

議長 金子 万寿夫



# 暴力団追放に関する条例の制定について

## 1 背景と意義

暴力団は、企業活動を仮装しながら資金獲得活動を活発化させる一方、一般市民を巻き添えにした凶悪な事件を起こすなど、市民生活に大きな脅威を与えている。

鹿児島市西千石町に開設された暴力団事務所は、暴力団に屈しないという地域住民の熱意や、県警察、県暴力追放運動推進センター、県弁護士会等の連携による支援により、地域住民による暴力追放運動団体の発足から約1年3か月後の平成20年12月に撤退したが、その間、その団体の会長が刺傷されるという事件も起こり、住民の不安は一層つものった。

このようなことから、県内への暴力団の進出を阻止し、暴力団排除に向けた環境整備等を推進するため、執行機関において、これまでの取組による経験と幅広い情報や専門的知識を活用し、暴力団追放に関する条例を制定すべきである。

## 2 検討されるべき内容

- 県及び県警察が、暴力団から県民や事業者を守るという強い意思の表明
- 不動産所有者等に対し、不動産売買、賃貸等の契約後に暴力団事務所等であったことが判明した場合、契約解除などができる条項を契約に入れるように求める内容の規定
- 県民、事業者等が暴力団を利用し、又は資金等を提供してはならない等の責務の規定
- 県及び県警察の暴力追放に対する責務と施策推進のための措置の規定

### 【その他の検討課題】

実効性を担保するための、県民や事業者の安全確保の具体的施策、及び不動産所有者等が責務を履行しない場合の公表などの措置

## 3 施行日

周知期間を見込んで、平成22年4月1日とすることが望ましい。

#### 4 他県の自治体における暴力団追放に関する条例

○ 福岡県

安全・安心まちづくり条例に「暴力団排除活動の推進」を規定（平成20年4月1日施行）

○ 福岡県直方市

暴力団等追放推進条例に「暴力団を根絶するための取組」「暴力団事務所等の進出を防止するための取組」を規定（平成20年7月1日施行）

○ 東京都豊島区

生活安全条例に「共同住宅等所有者等の責務」として、売買・賃貸契約に、居住等が判明した場合の「暴力団等解除条項」を含めるよう努めること等を規定（平成21年1月1日施行）

○ 福岡県久留米市

暴力追放推進基金条例を制定し、住民による暴力団事務所撤去訴訟を支援するための基金を設置（平成18年12月21日施行）

なお、佐賀県においては、平成21年2月定例会で「佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例」が制定されたところである。

不動産所有者等の責務として不動産取引の契約内容に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは催告しないで契約解除や買戻しができる旨の定めを設けるよう努めること、不動産所有者等が責務を履行しない場合の公表などの措置等を規定している。（平成21年7月1日施行）

## 参考 現状と課題

### 1 現状

#### (1) 暴力団の検挙状況等

平成20年中の暴力団等の検挙状況は、傷害、窃盗や覚せい剤事案等で山口組関係者94人を含む県外暴力団等が127人、小桜一家関係者が43人、政治活動標榜ゴロが8人の合計178人が検挙されている。過去5年間の検挙状況をみると、160人から220人の間で推移している。

暴力団は、警察の取締強化を受け、その組織実態や活動実態を不透明化させ、建設業、不動産業、金融・証券市場等への進出を図るなどし、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させており、社会の経済情勢の変化に応じた多種多様な資金源活動を行っている。

県下の暴力団の勢力争いについては、小桜一家と山口組が対決姿勢を強めている。小桜一家に勢力拡大に向けた活発な動きが見られ、一方、山口組は全国各地に進出しており、県内においても山口組傘下の組織が新たな下部組織を結成し、暴力団事務所を開くことが予想されるなど、予断を許さない状況である。

#### (2) 鹿児島市西千石町における暴力団事務所の撤去に至る経過

平成18年12月、山口組系松同組事務所の組長が、競売に出されていた鹿児島市西千石町のビルを購入した。平成19年5月頃、ビルに鉄板等を張り巡らし要塞化がなされたことから、暴力団事務所ではないかと不安を抱いた地域住民が警察署に相談するなどして、同年9月に地域住民による暴力団追放のための「山下校区安心・安全まちづくり推進連絡協議会」（以下「推進連絡協議会」という。）が発足した。

同年10月に第1回決起集会が開かれたが、その10日後に推進連絡協議会の会長が自宅前で刺傷されるという事件が発生した。事件後、県警察では組織の総力を挙げて、24時間態勢で警戒を行うとともに、捜査を行った結果、3か月後の平成20年1月に実行犯を含む組長以下10名を傷害事件で逮捕した。その後も、地域住民による人格権に

基づく暴力団事務所使用禁止等請求や損害賠償請求等の民事訴訟が提訴され、これを県警察、県弁護士会、県暴力追放運動推進センター（以下「県暴追センター」という。）等によるプロジェクトチームが支援し、また、県警察による警戒態勢や県議会議員も参加した月1回の暴力団追放集会などの活動が行われた。その結果、推進連絡協議会発足から約1年3か月後の平成20年12月に、暴力団事務所のビルが売却され、事実上、暴力団事務所は撤去された。

（主な経過）

- 平19. 9. 7 地域住民による暴力団追放のための推進連絡協議会発足
- 平19.10. 9 推進連絡協議会が決起集会を開催
- 平19.10.19 推進連絡協議会会長の刺傷事件が発生
- 平20. 1.16 実行犯ら3名を逮捕
- 平20. 1.18 ,25 組長ら7名を逮捕
- 平20. 1.29 地域住民が鹿児島地裁に暴力団事務所使用差止めを求める仮処分を申請
- 平20. 3.10 鹿児島地裁、仮処分の申立てを認める決定
- 平20. 5. 9 地域住民が鹿児島地裁に人格権に基づく暴力団事務所使用禁止等請求や損害賠償請求等の民事訴訟を提訴
- 平20.10. 3 鹿児島地裁、組長に6年の実刑判決
- 平20.10.21 鹿児島地裁、組長にビルを暴力団事務所として使用すれば、住民側に1日100万円の支払を命ずる決定
- 平20.12.12 暴力団事務所を撤去（暴力団事務所ビルを市内不動産業者に売却）

### （3）県警察や県、県暴追センター及び県議会の主な取組

#### ア 県警察

##### 1) 暴力団事務所の主な撤去事例

- 平成13年に始良郡隼人町で住宅街の1軒家を賃借し事務所を構えていた山口組系1組織を、組長以下を賃貸借権詐欺で逮捕したこと等により撤去させた。
- 平成17年に薩摩川内市の山口組系事務所の管理者及び不動産会社に対し、契約解除交渉について指導等を行い、契約解除の上、暴力団事務所を撤去させた。



○ 平成18年に鹿児島市内の山口組系事務所がマンションの賃貸借権を不正に取得していた容疑により組長以下3名を逮捕し、契約解除の上、暴力団事務所を撤去させた。

## 2) 公営住宅等からの暴力団排除

県警察本部及び各警察署が、公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）からの暴力団員排除協定を、県のほか37市町村と締結している。（平成20年12月末現在）

なお、平成20年には、この協定に基づく警察からの通報により県営住宅などから退去させた暴力団員排除事例が3件ある。

## イ 県

### 1) 公共工事における暴力団の排除

平成20年3月に、暴力団排除条項が盛り込まれている「鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」の一部が改正され、県が発注する建設工事等において、より広く暴力団の影響下にある企業が公共工事から排除され、また、公共工事参入企業に対し暴力団からの不当要求への強い取組が促された。

### 2) 県営住宅からの暴力団排除

平成20年3月に「鹿児島県営住宅条例」及び「鹿児島県特定公共賃貸住宅条例」の一部が改正され、入居者資格等、同居の承認、入居者の地位の承継などについて暴力団員の排除条項が追加された。

なお、同様の改正が県内の17市町村でもなされている。

（注）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の一部改正について

平成20年5月に改正された暴力団対策法では、第32条に暴力排除活動の促進に関して「国及び地方公共団体の責務」が新設され、地方公共団体等は、暴力団等の進出を阻止するための必要な措置として、暴力団排除条例の制定、公営住宅条例への暴力団排除条項の盛り込み等暴力団排除に向けた環境整備等を推進していくこととなった。

\* 第32条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員

による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

平成20年5月のその他の主な改正には、暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化、損害賠償請求等の妨害行為の規制、行政対象暴力の規制、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制がある。

## ウ 県暴追センター

「暴力団のいない明るく住み良い鹿児島県」という県民の願いを実現するために、平成4年3月に「財団法人鹿児島県暴力追放県民会議」が設立され、平成20年4月から「財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター」と名称変更して、主に次の事業が行われている。

- 1) 暴力団追放に関する知識の普及及び暴排思想の高揚を図るための広報（暴力団追放県民大会開催、機関誌等発行、暴排活動広報等）
- 2) 暴力相談委員による暴力団等の絡む困りごと相談の実施
- 3) 地域・職域等における暴力団排除活動に対する支援（活動経費の支援や資器材の貸出） など

## エ 県議会

本県議会では、平成19年10月の推進連絡協議会会長の刺傷事件などを受け、平成19年12月に総務警察委員会が現地で行政視察を実施する中で意見交換を行って地元住民の声を聞き、平成19年第4回県議会定例会において、こうした事件が再び繰り返されることのないよう、暴力団等の追放と暴力団等による暴力の根絶を目指すことを決意して、「暴力団等による暴力の根絶に関する決議」を行った。（平成19年12月20日）

さらに、平成20年第4回県議会定例会において、「暴力団の根絶を図るためには、住民による暴力団追放運動を強化することはもち

ろんであるが、一定条件のもとで、暴力団組織の解散の命令又は暴力団事務所の退去を求めることができる法律が必要である」ことから、国において暴力団根絶のために有効な立法措置を講じられるよう強く要望する「暴力団根絶のための立法化を求める意見書」を議決し、国会及び政府へ提出した。（平成20年12月18日）

（注） 推進連絡協議会会長の刺傷事件以後の主な取組

- ・ 総務警察委員会の行政視察において、当該暴力団事務所の現場視察や推進連絡協議会の会長等との意見交換会を実施（平成19年12月14日）
- ・ 「暴力団等による暴力の根絶に関する決議」の議決（平成19年12月20日）
- ・ 推進連絡協議会が主催する集会活動に、総務警察委員長をはじめ県議会議員が参加（平成20年2月16日等）
- ・ 推進連絡協議会会長から県議会議長に対して財政的支援など活動継続に向けての協力依頼（平成20年3月12日）
- ・ 「暴力団根絶のための立法化を求める意見書」の提出（平成20年12月18日）

#### （4）他県の自治体における取組例（暴力団追放に関する条例の制定）

##### ア 福岡県

安全・安心まちづくり条例に「暴力団排除活動の推進」を規定（平成20年4月1日施行）

- \* 第11条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、暴力団の構成員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、県民等が暴力団排除の意識を持ち、暴力団排除活動を行うことができるよう、必要な施策その他の暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

##### イ 福岡県直方市

暴力団等追放推進条例に「暴力団を根絶するための取組」「暴力団事務所等の進出を防止するための取組」を規定（平成20年7月1日施行）

- \* 第6条 市民は、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的又は他人に違法若しくは不当な損害を加えるなどの目的をもって、暴力団等及び暴力団員等を利用してはならない。

2 市民は、暴力団等及び暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与しては

ならない。

第7条 市民は、暴力団事務所等に使われることを知りながら、暴力団等及び暴力団員等に対し、土地及び建物の売買、賃貸等を行ってはならない。

## ウ 東京都豊島区

生活安全条例に「共同住宅等所有者等の責務」として、売買・賃貸契約に、居住等が判明した場合の「暴力団等解除条項」を含めるよう努めること等を規定（平成21年1月1日施行）

- \* 第7条 共同住宅等所有者等は、区内に所在する共同住宅等の売払い、貸付け等を行うに当たっては、暴力団等に居住又は使用させないよう努めるものとする。
- 2 共同住宅等所有者等は、区内に所在する共同住宅等の売払い、貸付け等を行うに当たっては、次に掲げる内容を含めた契約を締結するよう努めるものとする。
  - (1) 契約締結後に、当該共同住宅等に暴力団等が居住することが判明したときは、催告を要せずに当該契約を解除することができること。

## エ 福岡県久留米市

暴力追放推進基金条例を制定し、住民による暴力団事務所撤去訴訟を支援するための基金を設置（平成18年12月21日施行）

- \* 第1条 市民の暴力追放運動の推進に資するため、久留米市暴力追放推進基金を設置する。

なお、佐賀県においては、平成21年2月定例会で「佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例」が制定されたところである。

不動産所有者等の責務として不動産取引の契約内容に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは催告しないで契約解除・買戻しができる旨の定めを設けるよう努めること、不動産所有者等が責務を履行しない場合の公表などの措置等を規定している。（平成21年7月1日施行）

（注）不動産所有者等とは、「県内において、不動産を所有し、管理し、若しくは占有するもの又は不動産の売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介を行うもの」をいう。

- \* 第4条 不動産所有者等は、不動産の取引を行う場合は、暴力団事務所等の開設の防止に努めるものとする。
- 2 不動産所有者等は、不動産の取引に係る契約の内容として、当該不動産に暴力団事務

所等が開設されていることが判明したときは、催告をしないで当該契約を解除し、又は当該不動産の買い戻しをすることができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

- 3 前項に規定する契約により取引を行った不動産の所有者は、当該不動産に暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買い戻しをするよう努めるものとする。

第6条 県は、不動産所有者等が第4条の規定を遵守していないため、暴力団事務所等の開設の防止に支障が生じていると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、規則で定めるところにより、必要な措置をとるよう勧告することができる。

- 2 県は、前項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期間を定め、県が行う契約から排除するものとする。

- 3 県は、第1項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

## 2 暴力団の排除のために取り組むべき課題

### (1) 暴力団事務所の開設防止や使用の禁止

暴力団事務所が開設されると、地域住民は抗争に巻き添えになる可能性など生命、身体に危害が及ぶ危険の中で生活することを余儀なくされる。住民運動や住民による暴力団事務所使用差止め訴訟を行うなど暴力団事務所の撤去に取り組んだとしても、身の危険はもちろんのこと、多くの時間と労力を要することになる。また、仮に、排除できたとしても、新たに暴力団事務所が移転確保された場合、再び暴力団追放運動が必要となる。このような状況を阻止するための有効な手段として、条例により暴力団事務所の開設や使用を規制することが考えられる。

先述したとおり、公営住宅等については、暴力団員の排除条項を盛り込んだ改正公営住宅条例等の施行や県警察との暴力団員排除協定が締結されるなど、暴力団員の公営住宅等からの排除には一定の道筋がつけられている。一方、民間の不動産においては、関係機関との協力体制等において整備がなされていないのが現状であり、不動産の売買

又は賃貸の契約時に、暴力団事務所等と判明した場合の契約解除や買戻しができることを内容とした契約を結ぶことにより、より容易に契約を解除し、暴力団事務所等を撤去することが可能になる。

## (2) 県民や事業者の安全確保

鹿児島市西千石町の事例においては、警察との間で緊急通報の手段が用意されていたが、推進連絡協議会の会長が刺傷される事件が発生した。

暴力団事務所排除に当たって何よりも重要なことは、暴力団追放運動を行っている県民や事業者の安全が確保されることである。

## (3) 県警察や県、市町村、事業者等一体となった取組

鹿児島市西千石町の事例において、暴力団事務所を撤去できた大きな要因として、推進連絡協議会会長の暴力団に屈しないという一貫した姿勢と、推進連絡協議会の粘り強い暴力団追放運動、警察の組織を挙げての警戒態勢や捜査、多くの県民の支援、県暴追センター、県弁護士会等関係機関の協力等が挙げられる。

暴力団追放運動への支援については、県警察や県暴追センターをはじめ、県弁護士会、県、市町村、事業者等あらゆる機関が一体となって取り組むことが重要である。

## (4) 暴力団排除活動資金の支援

暴力団事務所等の撤去に当たっては、地域住民等からの暴力団事務所としての使用差止めを求める訴訟や追放運動等に伴う資金が必要となる。

鹿児島市西千石町の事例でも、推進連絡協議会による募金活動が行われ市民等による寄付も集まっているが、資金が不足している状況にある。そうした経緯もあって、平成20年3月12日には、推進連絡協議会会長から県議会議長に対し、訴訟費用、弁護士費用、ビル立ち退き買取資金など諸費用がかかるとして、財務面での協力要請があったところである。

